



紋別署交通NEWS

ストップ・ザ・交通事故

令和7年3月31日
発行:紋別警察署
地域・交通課
電話:0158-23-0110
NO.18

しっかり
確認するモン!!



住所などが 変わったら…



運転免許証の記載事項が変わったときは、変更手続きが必要です!!



◎各種手続きができる場所は、住所地为管轄する
【運転免許試験場】 【警察署】 【駐在所】
です!
詳細はお近くの警察署までお問い合わせください。



①住所の変更

必要なもの

【運転免許証】

【新住所を確認できるものの提示】

(住民票、マイナンバーカード、健康保険証、
新住所に届いた郵便物などいずれか一点)

②氏名の変更

必要なもの

【運転免許証】

【本籍記載の住民票の提出】

若しくは

【マイナンバーカードの提示】

③本籍の変更

必要なもの

【運転免許証】

【本籍記載の住民票の提出】

例年3～4月は、免許証の住所変更や車庫証明の
申請で窓口が大変混雑します。

今年はマイナ免許証の導入により、一層の
混雑が予想されます。

時間と心に余裕を持ってお越しください。



◎住所を変更する場合は、新住所地为管轄する警察署等で手続きしてください!!

◎免許失効者から、「はがきが届かなかったので更新手続きを取らなかった」
という話を聞きますが、特別新規申請（免許失効者に対する措置）の
『やむを得ない理由』とはなりません!!

記載事項の変更は免許保有者の義務です!!

記載事項に変更が生じたときは、速やかに警察署等で手続きをしてください!!

お問い合わせ→→→北見方面紋別警察署

0158-23-0110 交通課まで